

暴力団の追放に向けて

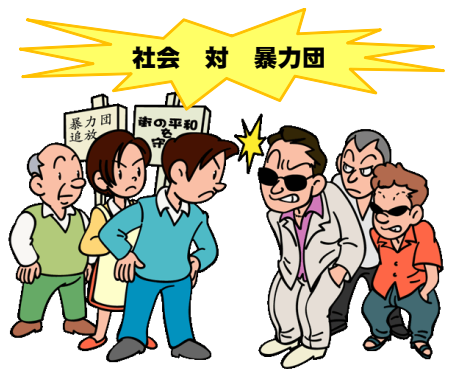
暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）により、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と規定され、暴力団員は、組織の威力を背景に、直接暴力を行使したり、脅しを武器にしたりして、善良な県民や企業から、不法・不当な利益を得ています。

平成4年に暴力団対策法が施行され、暴力団に対する取締りは一層強化されましたが、暴力団は、組事務所から代紋、看板を撤収し、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標榜したりするなど、不透明化を進展させています。

また、覚醒剤や賭博等の伝統的資金源に加えて、建設業や不動産・金融・証券取引等へ進出し、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を行うなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

こうした暴力団の動きに対応するため、平成19年に、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が策定・公表されました。

この指針は、企業の反社会的勢力対策を大きく前進させ、一方で、平成23年10月までに全国47都道府県において暴力団排除条例が施行されたことにより、「社会」対「暴力団」の構図が鮮明となり、自治体や企業、県民の取組みにより、暴力団排除の気運が大いに高まり、暴力団は社会から孤立しつつあります。



暴力団追放! 「三^ツない運動 +1」の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です。

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いと見ると、トコトン食らい付き離れません。

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる。

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる。

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎ返っているカネのための集団です。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「勇気」なのです。